

最終更新日：2009年1月29日

内外テック株式会社

代表取締役社長 権田 浩一

問合せ先：取締役管理本部長 中田 治 TEL:03-5433-1123

証券コード:3374

<http://www.naigaitec.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値や企業品質の向上を図る経営上の最重要課題の一つとして捉え、経営の透明性・公平性、経営の効率化・意思決定の迅速性、さらに経営監督機能の充実を目指し、各種施策に取り組んでおります。

なお、取締役等の選任・報酬、監査報酬等の項目については、定款等の定めによっております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
権田 浩一	694,260	13.69
内外テック社員持株会	335,200	6.61
権田 益美	277,500	5.47
大塚 久子	263,880	5.20
権田 祐実	156,460	3.08
権田 雄大	156,460	3.08
副島 真由美	149,040	2.94
株式会社東京都民銀行	148,000	2.92
池田 哲彌	137,000	2.70
SMC株式会社	120,000	2.37

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

決算期

3月

業種	卸売業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は会社法第2条第16号に定める社外監査役3名による監査を実施しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っております。

また、現在取締役員数を5名とし、少人数の陣容により迅速な意思決定が可能な体制とするとともに、執行役員制度を導入し経営と執行の分離による経営機能の強化を目指しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役及び内部監査責任者は、監査法人の監査への立会いや意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査計画の策定や内部監査室監査の立会いの実施において連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
齋藤 安宣	他の会社の出身者				○					
浅野 謙一	弁護士				○					
松村 俊夫	公認会計士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
齋藤 安宣	——	会社からの独立性を強化するため
浅野 謙一	——	会社からの独立性を強化するため
松村 俊夫	——	会社からの独立性を強化するため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【取締役会】

当事業年度におきましては、合計 19 回の取締役会(定時取締役会 12 回、臨時取締役会7回)を開催しました。清水敏宏氏は19回中19回、浅野謙一氏は19回中17回、松村俊夫氏は就任後に開催された12回(定時9回、臨時3回)の取締役会中11回出席しました。各社外監査役は適宜発言を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しております。

【監査役会】

当事業年度におきましては、合計6回の監査役会(定時監査役会6回)を開催しました。清水敏宏氏は6回中6回、浅野謙一氏は6回中6回、松村俊夫氏は就任後に開催された3回の監査役会中3回出席しました。各社外監査役は、監査役会で定めた分担に従って、年度当初に策定した監査方針・監査実施計画に基づき、取締役の業務執行状況・財産の管理状況・計算書類等について監査を実施しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

経営管理体制の強化や法律の改正等を勘案し、固定型報酬と成果型報酬を組み合わせた役員報酬制度の導入及び役員退職

慰労金制度の廃止に伴う自社株取得報酬制度を導入しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

- ・取締役報酬限度額:年額 150 百万円以内(平成7年5月 25 日定時株主総会決議)
- ・監査役報酬限度額:年額 20 百万円以内(平成9年6月 27 日定時株主総会決議)

第 47 期(自平成19年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日)における取締役及び監査役に支払った報酬額

取締役報酬額 97,019 千円 (うち社外取締役 一 千円)

監査役報酬額 10,165 千円(うち社外監査役 10,165 千円)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役3名のうち1名は常勤であり、監査役会の開催等によって、常勤監査役から非常勤監査役に対する情報伝達を行っております。取締役会の開催に際しましては、事前に資料配布及び事前説明を管理本部から行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

・取締役会等

当社の「取締役会」は、月1回の定例取締役会のほか、随時の臨時取締役会を開催し、法令及び定款や規程に定められた事項についての決定を行っております。なお、取締役会は、取締役5名で構成されており、少人数の陣容により迅速な意思決定を可能とする体制としております。

また、取締役会の決定した基本方針に基づく全般的業務執行方針及び計画、ならびに重要な業務の実施に関し協議する「経営会議」と執行に係わる重要事項を協議する「執行役員会」を設置し、統一かつ機動的な経営戦略の立案、決定や管理体制の充実に努めております。

・監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。提出日現在、当社には3名(内1名は常勤監査役)の監査役がおり、この3名すべてが社外監査役であり、取締役会及び経営会議など重要な会議へ出席し、意思決定のプロセスを監視するとともに経営執行やコンプライアンス及びリスク管理状況等を監査し、経営のチェック機能の充実強化を図っております。

・内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査室と内部監査委員会(ISOの基準に基づき、品質マネジメントシステム及びそれらに関連する結果が計画に適合しているかを検証し審査する委員会)が実施しております。内部監査室は内部監査責任者1名の構成となっておりますが、社長の承認により他の部署の者を監査業務に就かせることにより、子会社を含む全部署の監査を実施しております。また監査役監査は、3名の監査役が職務の分担により、年度当初に策定して監査方針・監査実施計画に基づき取締役の業務執行状況・財産の

管理状況・計算書類等について監査を実施しております。

監査における相互連携につきましては、監査役は、内部監査計画の策定や内部監査室監査の立会いや意見交換を行っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社では、内的リスク及び外的リスクの発生を未然に防止するために、関係規程の整備を行うとともに、社長直轄の内部監査室と「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置しております。内部監査室は、経営組織の整備状況及び業務運営の効率化を検討・評価・報告することにより、経営管理に寄与しております。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス及びリスクマネジメントの確立に関する基本方針、実行計画、実施内容、浸透・定着、内部統制システムの確立に関する事項ならびにCSR(企業の社会的責任)に関する事項をつかさどり、企業品質や企業価値の向上を目指しております。

・会計監査の状況

提出日現在、金融商品取引法の規定に基づき、新日本監査法人により監査を受けております。当社と同監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	計算書類の作成日程や監査日程を十分勘案し、招集通知の早期発送や集中日を回避した株主総会の設定を検討しております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	決算説明会、中間決算説明会を開催しております。
IR 資料のホームページ掲載	なし	ホームページの IR 情報に IR 資料等を掲載しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	総務部に IR 担当部署として IR 室を設置しております。また、全社で IR 活動を推進するため IR 委員会を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR 活動等の実施	ISO14001 の認証を取得し、環境保全活動を推進しております。また、平成 18 年 6 月 1 日に当社グループの「企業行動憲章」を定め CSR 活動の取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に	IR 委員会を設置し、ステークホルダーに対する情報発信の取り組みを行っております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新【内部統制システムに関する基本的な考え方】

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報や文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報や文書をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制の構築、リスク発生時の対応及び再発防止策の立案にあたるものとする。
- (2) 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (3) 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」及び担当部署に通報される体制を構築する。
- (4) 内部監査室の活動を円滑にするために、各種規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検証を行うこととする。
- (2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (3) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を進め、かつそれぞれの機能強化を図るため、執行役員制度を採用することとする。
- (4) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置して、その責任のもと、「企業行動憲章」「社員行動指針」「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定・施

- 行するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するものとする。
- (2) 万一、コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容・対処案が「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築するものとする。
 - (3) 「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」は、担当部署に社員行動指針やコンプライアンス・マニュアルの実施・遵守状況を管理・監督させ、使用人に対して適切な研修体制を構築する。また、内部監査室は、法令の遵守状況を監査するものとする。
 - (4) 反社会的勢力及び団体との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じるものとする。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) グループでの「企業行動憲章」・「社員行動指針」・「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、各子会社の取締役及び使用人に徹底するものとする。
 - (2) 各子会社は業務執行状況や財務状況等を定期的に当社へ報告するものとする。
 - (3) 当社の内部監査室は、子会社のリスク情報の有無を監査するため、定期的な監査を行うものとする。
 - (4) 当社の内部監査室は、子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築するものとする。
 - (5) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社の内部監査室は、子会社における内部監査を担当する部署と十分な情報交換を行うものとする。
 - (6) 子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に依頼することができるものとする。
 - (2) 内部監査室はその依頼に関して取締役及び上位職位の指揮命令を受けないものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とするものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役から会社情報の提供を求められたときには、取締役及び使用人は遅滞なく情報の提供ができるようにするなど、監査役監査の環境を整備するように努めるものとする。
 - (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社の内部監査担当部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容

・社内稟議及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

- (3) 監査役は、経営会議及び経営戦略会議等重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (4) 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図るものとする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) コンプライアンス規程及び民事暴力対策規程の中に、反社会的勢力に対しては、断固たる態度で臨み一切の関係を排除し、警察等と連携して反社会的勢力排除に取り組むことを定めている。
- (2) (社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、同会主催の各種研修会等には関連部門の社員を積極的に参加させ対応能力の向上に努めている。
- (3) 総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を明確にし、反社会的勢力に対して対応できる体制を整備している。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当する事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

